

被害届

2022年3月1日

荏原警察署長殿

住所は公開版のため表記していません。

届出人 戸崎 貴裕

届出の経緯及び趣旨

- 1 本届は、届出人に対し、2004年末より毎日継続されている、威力業務妨害（刑 234 条）、傷害（刑 204 条）、器物損壊（刑 261 条）、電子計算機破損等業務妨害（刑 234 条の 2）、脅迫（刑 222 条）、故意または未必の故意による殺人未遂（刑 203 条、刑 202 条にある教唆の未遂。）の構成要件に該当する行為等（以下、「まとわり行為」と表記。）についての被害届であり、複数犯による継続的行為であることから、刑訴第 253 条「時効は、犯罪行為が終った時から進行する。共犯の場合には、最終の行為が終った時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。」に照らし、時効の起算がまだ始まっていない被害の届となります。
- 2 まとわり行為には、警察官の加担及び幫助があり、経緯を振り返ると、警察内に、まとわり行為に関係する警察官と、そうではない警察官がおり、前者の力が強く、届出人の対応やまとわり行為に当たる警察官は前者もしくは前者に指示を受けた警察官であったように見え、主に警察署の外から現れていたのですが、当初はそのような考えに及ばず、2005年当初には、荏原警察署、大崎警察署、田町警察署、警視庁に相談を行うも、記録を残そうとせず、証拠や状況を確認しようともせず、届出人が提出しようとする文書等を受け取ろうともせず、およそ刑事に係る事案において犯罪捜査の端緒に気を配ることを責務とする警察官の法規に従った行動や態度はみられず、「警視庁だの弁護士に相談しても無駄だ」「どこの警察署に行っても同じだ」「俺はたまたまここ（警察署）にいたけどな…悪用されるから名前はいいない」といった対応や暴言を受けたため、まとわり行為について、警察の組織的関与を疑い、警察への相談等を控えるようになりました。
- 3 また、2005年4月14日に行われた届出人に対する拉致を違法と判断し、判決の確定された、平成18年（ワ）第7583号損害賠償等請求事件についても、刑事告訴（平成18年検第15355～15359）においては、検察による、届出人に対する聴取、証拠調べ、現場検証等を行われず、その後の民事訴訟においても、拉致以外のまとわり行為に関する証拠については、判決書において存在しないかのように扱われるなどの経緯を発端とし、その後、2012年4月14日に発生した届出人宅の火災について、警察及び消防が、届出人の入院中に出火原因不明と処理し、放火の可能性を潰してしまうなどの経緯を経て、少なくとも17年余に渡り、届出人は毎日のまとわり行為による業務妨害を受け続け、現在は、届出人の職歴を知りえた企業やヘッドハンター等より年収1,000万円前後のスカウトやオファーが毎月来るにもかかわらず、まとわり行為のためにフルタイムのスカウトやオファーを受けることができず、生活の継続が困難な状況です。
- 4 被害の詳細については別途示しますが、上記2および3に概略を示した経緯から、まとわり行為に対する、刑事および民事司法に係る法曹の一部による加担及び幫助が認められます。
- 5 一方で、現行法規上、一次的な犯罪捜査の端緒の把握は所轄警察署の責務であると思慮し、また、明ら

e 内容証明のテンプレートを使用した被害届です。内容証明の謄本は3ページ目からです。

かな犯行の痕跡等が記録できているため、本届は、所轄警察署に、まとわり行為等について、犯罪捜査の端緒とする意思や能力が存在するのであれば、受理の上、捜査を行っていただけますよう、届け出るものです。警察及び関係団体内外での力関係についてはわかりかねますが、警察官らの加担及び補助のある犯罪被害の届出については、犯罪捜査の端緒の把握も捜査もしないという方針であれば、その旨文書にてお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。

#### 被害の内容

1 本届に係る被害の内容については、インターネット上の次の1. 1に示すウェブサイトにおいて、まとわり行為を受けている他の方々の情報も含め、2005年当初よりの情報を公開しています。

1. 1 <http://antigangstalking.join-us.jp/>

2 直近のまとわり行為について、犯行の痕跡等をまとめた資料は、上記1. 1のウェブサイトにある次の2. 1のタイトルの文書で確認いただけます。

2. 1 コロナ渦でも継続中：国家犯罪「まとわり」

2. 2 上記2. 1の文書中、及び、同文書からのリンク先には、ごく一部ですが、室内において焦げた複数の遮音材、複数の体の傷害痕、複数の器物の破損状況、複数の場所におけるキャビテーションの発生状況、温湿度計計測結果グラフ、厚生労働省の資料等によれば一般家庭では存在の想定されないガス（化学物質）の検知結果（エチレングリコール系やホスフィン等.）、脅迫音声、付きまとい映像等、まとわり行為を示す資料とその説明が含まれますので、端緒の把握にお役立てください。

3 まとわり行為の加害者にどのような人々が含まれるのかについては、上記1. 1のウェブサイトにある次の3. 1のタイトルの文書で確認いただけます。

3. 1 ストーキング実行ネットワークと警察協力団体ネットワークの一致

3. 2 上記3. 1の文書は、届出人の被害に加え、同様の被害を訴える120名を超える方々より直接お聞きした被害内容を比較すると、まとわり行為の加害者の職業などに一致が見られ、その多くが警察及び警察協力団体と一致するという内容ですので、警察との関連も含め、端緒の把握にお役立てください。

4 直近に生活の破綻する可能性も鑑み、上記1. 1のウェブサイトの主要文書及びメディアについては、次のGoogle Driveに保存していく予定です。2. 1及び3. 1の文書は既に保存済みです。

3. 1 <https://drive.google.com/drive/folders/1gD3HZEQ0LW3CRuO-KyB3z-rb-C4fX5gk?usp=sharing>

5 届出人のメールアドレスについては、上記1のウェブサイトに関連先として記載がありますので、必要に応じ、連絡手段として利用ください。同メールアドレスには、電子証明書も付随しています。

6 上記1. 1のサイトでは公開していないその余の資料、例えば、本届の被害に関する未公開の資料、実名などの表記された過去の裁判資料及び刑事告訴資料、前記拉致事件当時の勤務先であったマイクロソフト株式会社（当時名称）を含め、過去の勤務先5社において行われたまとわり行為についての資料、並びに、120名を超える同様の被害を訴える方々より得られた資料などについては、必要に応じて提出します。

以上.

荏原警察署長殿

届出人 戸崎 貴裕

## 届出の経緯及び趣旨

- 1 本届は、届出人に対し、2004年末より毎日継続されている、威力業務妨害（刑 234 条）、傷害（刑 204 条）、器物損壊（刑 261 条）、電子計算機破損等業務妨害（刑 234 条の 2）、脅迫（刑 222 条）、故意または未必の故意による殺人未遂（刑 203 条、刑 202 条にある教唆の未遂。）の構成要件に該当する行為等（以下、「まとわり行為」と表記。）についての被害届であり、複数犯による継続的行為であることから、刑訴第 253 条「時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。」に照らし、時効の起算がまだ始まっていない被害の届となります。
- 2 まとわり行為には、警察官の加担及び幫助があり、経緯を振り返ると、警察内に、まとわり行為に関係する警察官と、そうではない警察官がおり、前者の力が強く、届出人の対応やまとわり行為に当たる警察官は前者もしくは前者に指示を受けた警察官であったように見え、主に警察署の外から現れていたのですが、当初はそのような考えに及ばず、2005年当初には、荏原警察署、大崎警察署、田町警察署、警視庁に相談を行うも、記録を残そうとせず、証拠や状況を確認しようともせず、届出人が提出しようとする文書等を受け取ろうともせず、およそ刑事に係る事案において犯罪捜査の端緒に気を配ることを責務とする警察官の法規に従った行動や態度はみられず、「警視庁だの弁護士に相談しても無駄だ」「どこの警察署に行っても同じだ」「俺はたまたまここ（警察署）にいたけどな…悪用されるから名前はいえない」といった対応や暴言を受けたため、まとわり行為について、警察の組織的関与を疑い、警察への相談等を控えるようになりました。
- 3 また、2005年4月14日に行われた届出人に対する拉致を違法と判断し、判決の確定された、平成18年（ワ）第7588号損害賠償等請求事件についても、刑事告訴（平成18年検第15355～15359）においては、検察による、届出人に対する聴取、証拠調べ、現場検証等は行われず、その後の民事訴訟においても、拉致以外のまとわり行為に関する証拠については、判決書において存在しないかのように扱われるなどの経緯を発端とし、その後、2012年4月14日に発生した届出人宅の火災について、警察及び消防が、届出人の入院中に出火原因不明と処理し、放火の可能性を潰してしまうなどの経緯を経て、少なくとも17年余に渡り、届出人は毎日のまとわり行為による業務妨害を受け続け、現在は、届出人の職歴を知りえた企業やヘッドハンター等より年収1,000万円前後のスカウトやオファーが毎月来るにもかかわらず、まとわり行為のためにフルタイムのスカウトやオファーを受けることができず、生活の継続が困難な状況です。
- 4 被害の詳細については別途示しますが、上記2および3に概略を示した経緯から、まとわり行為に対する、刑事および民事司法に係る法曹の一部による加担及び幫助が認められます。
- 5 一方で、現行法規上、一次的な犯罪捜査の端緒の把握は所轄警察署の責務であると思慮し、また、明ら



かな犯行の痕跡等が記録できているため、本届は、所轄警察署に、まとわり行為等について、犯罪捜査の端緒とする意思や能力が存在するのであれば、受理の上、捜査を行っていただけますよう、届け出るものです。警察及び関係団体内外での力関係についてはわかりかねますが、警察官らの加担及び補助のある犯罪被害の届出については、犯罪捜査の端緒の把握も捜査もしないという方針であれば、その旨文書にてお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。

#### 被害の内容

1 本届に係る被害の内容については、インターネット上の次の1. 1に示すウェブサイトにおいて、まとわり行為を受けている他の方々の情報も含め、2005年当初よりの情報を公開しています。

1. 1 <http://antigangstalking.join-us.jp/>

2 直近のまとわり行為について、犯行の痕跡等をまとめた資料は、上記1. 1のウェブサイトにある次の2. 1のタイトルの文書で確認いただけます。

2. 1 コロナ渦でも継続中：国家犯罪「まとわり」

2. 2 上記2. 1の文書中、及び、同文書からのリンク先には、ごく一部ですが、室内において焦げた複数の遮音材、複数の体の傷害痕、複数の器物の破損状況、複数の場所におけるキャビテーションの発生状況、温湿度計計測結果グラフ、厚生労働省の資料等によれば一般家庭では存在の想定されないガス（化学物質）の検知結果（エチレングリコール系やホスフィン等）、脅迫音声、付きまとい映像等、まとわり行為を示す資料とその説明が含まれますので、端緒の把握にお役立てください。

3 まとわり行為の加害者にどのような人々が含まれるのかについては、上記1. 1のウェブサイトにある次の3. 1のタイトルの文書で確認いただけます。

3. 1 ストーキング実行ネットワークと警察協力団体ネットワークの一致

3. 2 上記3. 1の文書は、届出人の被害に加え、同様の被害を訴える120名を超える方々より直接お聞きした被害内容を比較すると、まとわり行為の加害者の職業などに一致が見られ、その多くが警察及び警察協力団体と一致するという内容ですので、警察との関連も含め、端緒の把握にお役立てください。

4 直近に生活の破綻する可能性も鑑み、上記1. 1のウェブサイトの主要文書及びメディアについては、次のGoogle Driveに保存していく予定です。2. 1及び3. 1の文書は既に保存済みです。

3. 1 <https://drive.google.com/drive/folders/1gD3HZEQ0LW3CRuO-KyB3zrb-C4fX5gk?usp=sharing>

5 届出人のメールアドレスについては、上記1のウェブサイトに関連先として記載がありますので、必要に応じ、連絡手段として利用ください。同メールアドレスには、電子証明書も付随しています。

6 上記1. 1のサイトでは公開していないその余の資料、例えば、本届の被害に係る未公開の資料、実名などの表記された過去の裁判資料及び刑事告訴資料、前記拉致事件当時の勤務先であったマイクロソフト株式会社（当時名称）を含め、過去の勤務先5社において行われたまとわり行為についての資料、並びに、120名を超える同様の被害を訴える方々より得られた資料などについては、必要に応じて提出します。

以上。

(付記)  
差出人

戸崎 貴裕

受取人 〒142-0063  
東京都品川区荏原6-19-10

荏原警察署

荏原警察署長殿

郵便認証司

4. 3. 1

この郵便物は令和4年3月1日  
第13360261736号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：G00009696000100000号

2/2頁

新 東 京

4. 3. 1

0 - 8

